

令和5年度におけるZEH・ZEB（建築物の省エネ改修）補助金の概要（令和5年度当初予算分）

ホームページの番号	2-1 (1) ア	2-1 (1) イ	2-1 (1) ウ	2-1 (2)
対象区分	戸建住宅	戸建住宅	集合住宅	業務用建築物
補助金名	令和5年度住宅・建築物供給一体型等省エネルギー投資促進事業（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス実証事業）のうち次世代ZEH+（注文・建売・TP0）実証事業	令和5年度住宅・建築物供給一体型等省エネルギー投資促進事業（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス実証事業）のうち次世代ZEH+（マンション）実証事業	令和5年度住宅・建築物供給一体型等省エネルギー投資促進事業（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス実証事業）のうち超高層ZEH-M（マンション）実証事業	令和5年度住宅・建築物供給一体型等省エネルギー投資促進事業（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル実証事業）
制度所管庁	経済産業省	経済産業省	経済産業省	経済産業省
執行団体	一般社団法人環境共創イニシアチブ	一般社団法人環境共創イニシアチブ	一般社団法人環境共創イニシアチブ	一般社団法人環境共創イニシアチブ
補助対象者	（注文住宅） 新築注文戸建住宅の建築主となる個人 （建売住宅） 新築建売住宅の購入予定者となる個人 ※ TP0活用モデルを含む	新築戸建住宅の建築主となる個人	補助対象となる新築集合住宅の建築主、デベロッパー等であり、以下の1～2のいずれかに該当するもの 1 SIIが公募・登録・公表を行うZEHデベロッパーに登録されているもの 2 個人又は宅地建物取引業免許を有する不動産業以外の法人であり、ZEHデベロッパーに補助対象建築物の建築を発注する計画を有する建築主	1 建築主等（所有者） 2 ESCO（シェアード・セービングス）事業者 3 リース事業者等
補助事業	1 申請者が常時居住する住宅であること 2 次世代ZEH+の交付要件を満たす住宅であること 3 専用住宅であること 4 賃貸住宅又は集合住宅ではないこと	1 申請者が常時居住する住宅であること 2 次世代ZEH+の交付要件を満たす住宅であること 3 専用住宅であること 4 賃貸住宅又は集合住宅ではないこと	ZEH-MD定義を満たし、かつZEH-MD構成要素となる高性能建材や高性能設備等を導入する超高層集合住宅（住宅用途部分が2層以上あり、ZEH-M Oriented以上を満たす集合住宅）を新築する事業	本事業の交付要件を満たし、ZEBの構成要素となる高性能建材や高性能設備機器等を導入する事業のうち、以下の建築規模のもの 新築：延べ面積10,000㎡以上 既存建築物（増築・改築・設備改修）：延べ面積2,000㎡以上
交付要件	1 「戸建住宅におけるZEHの定義」を満たしていること（公募要領のp6） 2 必須設備 太陽光発電システムを導入すること 3 ZEH+の要件（次の3要素のうち2要素以上を採用すること） ・更なる高断熱外皮 ・充電設備 ・HEMSによる高度エナマネ 4 次世代ZEH+の追加選択要件（次の5要素のうち1要素移譲を採用すること） ・太陽光発電システム10kW以上 ・充放電設備 ・燃料電池 ・蓄電システム ・太陽熱利用温水システム	1 「戸建住宅におけるZEHの定義」を満たしていること（公募要領のp6） 2 必須設備 太陽光発電システムを導入すること ・HEMSによる高度エナマネ 3 ZEH+の要件（次の2要素のうち1要素以上を採用すること） ・更なる高断熱外皮 ・充電設備 4 次世代ZEH+の追加選択要件（次の2要素のうち1要素移譲を採用すること） ・充放電設備 ・蓄電システム	1 住棟を構成する複数の住戸のうち1つ以上の住戸が分譲又は賃貸に供されること 2 SIIの登録を受けた「ZEHデベロッパー」による事業（又は係る事業）であること 3 補助対象建築物の住宅用途部分に関する住棟の評価として、交付申請時に示した性能値以上が記載された省エネルギー性能表示（BELS）により、補助対象建築物について、住棟の評価としてZEH-Oriented以上のBELSを、本年度の次号完了日までに取得すること 4 分譲、賃貸を問わず、補助対象物件の入居者募集広告においては、BELSラベルを明示し、一般消費者に対して入居者を募集すること 5 補助対象建築物の住宅用途にかかる部分（全住戸及び住宅用地に係る共用部）すべてのエネルギー使用状況を計測・記録・一括報告できる体制を有し、SIIが定める期日までに必ず提出すること 6 （略）【2年間のエネルギー使用状況の報告義務の重要事項説明書への明記など】 7 （略）【8地域における基準】 8 集合住宅におけるZEHの設計ガイドライン作成並びにZEH-MD普及拡大のため、補助対象建築物となるZEH-Mに資する設計情報を開示することについて承諾していること 9 （略）【事業の遂行能力】 10 （略）【指名停止措置等が講じられている者の排除】	1 日本国内で事業を営んでいる個人事業主若しくは法人等で、当該システム・機器を国内の建築物に導入するもの 2 本事業の趣旨に基づき、補助対象建築物のZEBに資する設計情報並びに、事業完了後の実施状況の内容を開示、公表することについて承諾していること 3 申請する補助対象建築物をBEE1.0相当の設計仕様で建築する場合と、ZEB仕様で建築する場合の建築コストの内訳と差額（掛かり増し費用）の算出結果を、2022年12月23日までにSIIに提出すること 4 申請には、『ZEBプランナー登録（フェーズ2）』に登録済または登録申請中のZEBプランナーの署名を必須とする。 5 BELS等により、補助対象建築物又は補助対象となる建築物の一部について、『ZEH』、Nearly ZEH、ZEB Ready、ZEB OrientedいずれかのBELS等の第三者認証をSIIが指定するまでに受けること 6 公益社団法人空気調和・衛生工学会が公表している「エネルギー消費性能計算プログラム（非住宅版）」における未評価技術について記載されている15項目の技術（WEBPRO未評価技術）のうち、本事業の要件を満たす技術1項目以上を導入すること 7 外皮性能は用途及び地域に応じたPALの基準を満足すること 8 要件を満たすエネルギー管理システム（BEMS）を導入すること。また、WEBPRO未評価技術の効果を含む計測、記録が可能なエネルギー計測計画とすること 9 WEBPRO未評価技術の省エネルギー効果について、経済産業省からヒアリングや追加報告等の要請がある際は求めに応じること 10 （略）【エネルギー管理体制、計測データの提出】 11 補助事業として採択された後、補助事業者は、SIIが指定する期日までに「ZEBリーディングオーナー」に登録完了すること 12 （略）【事業の遂行能力】 13 （略）【指名停止措置等が講じられている者の排除】
補助対象設備	・ ネット・エネルギー・ゼロ・ハウス（設計費、設備費、工事費） ・ 蓄電システム（設備費） ・ V2H充放電設備（充放電設備）（設備費、工事費） ・ 燃料電池（設備費、工事費） ・ 太陽熱利用温水システム（設備費）	・ ネット・エネルギー・ゼロ・ハウス（設計費、設備費、工事費） ・ 蓄電システム（設備費） ・ V2H充放電設備（充放電設備）（設備費、工事費） ・ 燃料電池（設備費、工事費） ・ 太陽熱利用温水システム（設備費）	（設計費） ・ 省エネ性能の表示に係る費用 （設備費） ・ 専有部＜高性能断熱材／高性能窓／高効率空調設備／高効率給湯設備／高効率換気設備／高効率照明設備／HEMS＞ ・ 共有部＜高効率空調設備／高効率換気設備／高効率照明設備／蓄電システム／MEMS＞ （工事費） ・ ＜専有部・共用部＞工事費	（設計費） ・ 建築及び設備設計費等 （設備費） ・ 建築外皮／空調設備／換気設備／照明設備＊／給湯設備＊／昇降機＊／再エネ他＊／電気設備／BEMS／蓄電システム／WEBPRO未評価技術15項目 ＊ 一部又は全部が補助対象が設備に該当 （工事費） ・ 工事費
補助対象経費	設計費・設備費・工事費	設計費・設備費・工事費	設計費・設備費・工事費	設計費・設備費・工事費
補助率	1 次世代ZEH+住宅 100万円／戸（定額） 2 蓄電システム（導入する場合の加算額） 次の1)～3)のうち、いずれか低い金額 1) 2万円／初期実効容量kWh 2) 蓄電システムの補助対象経費の1/3 3) 補助額上限20万円 3 V2H充放電設備（充放電設備）（導入する場合の加算額） 以下の1)、2)、3)のいずれか低い金額 1) 見積明細により算出する補助対象経費（設備費＋工事費）の1/2 2) 「令和4年度 クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」又は「令和5年度 クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」において公表・登録されているV2H充放電設備の「センター承認本体価格」と1)より算出する工事費の和の1/2 3) 補助額上限75万円 4 燃料電池（導入する場合の加算額） 2万円／台 5 太陽熱利用温水システム（導入する場合の加算額） 液体式：17万円、空気式：60万円（工事費は補助対象外）	1 次世代ZEH+住宅 100万円／戸（定額） 2 蓄電システム（導入する場合の加算額） 次の1)～3)のうち、いずれか低い金額 1) 2万円／初期実効容量kWh 2) 蓄電システムの補助対象経費の1/3 3) 補助額上限20万円 3 V2H充放電設備（充放電設備）（導入する場合の加算額） 以下の1)、2)、3)のいずれか低い金額 1) 見積明細により算出する補助対象経費（設備費＋工事費）の1/2 2) 「令和4年度 クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」又は「令和5年度 クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」において公表・登録されているV2H充放電設備の「センター承認本体価格」と1)より算出する工事費の和の1/2 3) 補助額上限75万円／4) 工事費の補助額上限20万円 4 燃料電池（導入する場合の加算額） 2万円／台 5 太陽熱利用温水システム（導入する場合の加算額） 液体式：17万円、空気式：60万円（工事費は補助対象外）	補助対象経費の1/2以内	補助対象経費の2/3以内
上限／下限			上限：3億円／年 （複数年事業における事業全体の上限は10億円）	上限：5億円／年 （複数年事業における事業全体の上限は10億円）
公募期間	2023/04/28～2023/11/18	提案応募公募 2023/04/17～2023/07/28 交付申請 2023/04/28～2023/11/10	2023/05/25～2023/06/23	一次公募 2023/05/08～2023/06/05 二次公募 2023/07/31～2023/08/28
備考				（補助対象建築物） 事務所等／ホテル等／病院等／百貨店等／学校等／集会所等／CLTを活用した建築物

令和5年度におけるZEH・ZEB（建築物の省エネ改修）補助金の概要（令和5年度当初予算分）

ホームページの番号	2-1 (3)		2-2 (1)/2-3 (1)		2-2 (2)/2-3 (2)	
対象区分	戸建住宅	戸建住宅/集合住宅	戸建住宅	業務用建築物	業務用建築物	業務用建築物
補助金名	令和5年度住宅・建築物需給一体型省エネルギー投資促進事業 (次世代省エネ建材の実証支援事業) 次世代省エネ建材の実証支援事業			令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業 レジリエンス強化型の新築建築物ZEB実証事業 レジリエンス強化型の既存建築物ZEB実証事業		令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 建築物の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業 新築建築物のZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業 既存建築物のZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業
制度所管庁	経済産業省			環境省		環境省
執行団体	一般社団法人環境共創イニシアチブ			一般社団法人静岡県環境資源協会		一般社団法人静岡県環境資源協会
補助対象者	【外張り断熱】	【内張り断熱】	【窓断熱】	民間企業/個人事業主/独立行政法人/地方独立行政法人/ 国立大学法人、公立大学法人及び学校法人/社会福祉法人/ 医療法人/ 一般社団法人、一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人/ 地方公共団体（都道府県、政令市、中核市及び施行時特例市を除く）/ その他環境大臣の承認を得て協会が適当と認める者	民間企業/個人事業主/独立行政法人/地方独立行政法人/ 国立大学法人、公立大学法人及び学校法人/社会福祉法人/ 医療法人/ 一般社団法人、一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人/ 地方公共団体（都道府県、政令市、中核市及び施行時特例市を除く）/ その他環境大臣の承認を得て協会が適当と認める者	民間企業/個人事業主/独立行政法人/地方独立行政法人/ 国立大学法人、公立大学法人及び学校法人/社会福祉法人/ 医療法人/ 一般社団法人、一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人/ 地方公共団体（都道府県、政令市、中核市及び施行時特例市を除く）/ その他環境大臣の承認を得て協会が適当と認める者
	申請者は、以下を全て満たすもの 1 改修する住宅に常時居住していること 2 改修する住宅を所有していること	1 戸建住宅又は集合住宅の居住者 1) 居住者が常時居住する住宅であること 2) 申請者が所有していること 3) 専用住宅であること 2 賃貸住宅の所有者（個人、法人） 1) 申請者が当該建築物を1棟全て所有していること	1 戸建住宅の居住者 1) 申請者が常時居住する住宅であること 2) 申請者が所有していること 3) 専用住宅であること 2 賃貸住宅の所有者（個人・法人）	1 戸建住宅の居住者 1) 申請者が常時居住する住宅であること 2) 申請者が所有していること 3) 専用住宅であること 2 賃貸住宅の所有者（個人・法人）	民間企業/個人事業主/独立行政法人/地方独立行政法人/ 国立大学法人、公立大学法人及び学校法人/社会福祉法人/ 医療法人/ 一般社団法人、一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人/ 地方公共団体（都道府県、政令市、中核市及び施行時特例市を除く）/ その他環境大臣の承認を得て協会が適当と認める者	民間企業/個人事業主/独立行政法人/地方独立行政法人/ 国立大学法人、公立大学法人及び学校法人/社会福祉法人/ 医療法人/ 一般社団法人、一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人/ 地方公共団体（都道府県、政令市、中核市及び施行時特例市を除く）/ その他環境大臣の承認を得て協会が適当と認める者
補助事業	戸建住宅の外気に接する外壁全てを外張り断熱工法等とする事業	施工性を向上するため断熱材と下地材等が一体となった断熱パネルや、快適性向上にも資する潜熱蓄熱建材を用いて改修する事業	既存戸建住宅の全ての開口部を本事業に登録されている窓（防火・防風・防犯仕様）及び玄関ドアを用いて改修する事業	業務用建築物において、大規模自然災害に対する備えとして、被災時にも必要なエネルギーを供給できる機能を強化したZEBの実現に必要な設備機器等を導入する事業であって、以下の要件を満たす事業	業務用建築物において、ZEBの実現に必要な省エネ・CO2性の高いシステムや高性能設備機器等を導入する事業であって、以下の要件を満たす事業	業務用建築物において、ZEBの実現に必要な省エネ・CO2性の高いシステムや高性能設備機器等を導入する事業であって、以下の要件を満たす事業
交付要件	【改修要件】 1 既存戸建住宅の外気に接する外壁全てを外張り断熱工法等で改修すること 2 住宅の外気性能は、SIIが地域区分ごとに定めた基準を満たすこと 3 本事業の要件を満たした効果測定を行い、報告すること 【補助対象となる住宅】 1 既存戸建住宅であること（賃貸住宅と法人所有の住宅は補助対象外） 2 専用住宅であること（店舗付き住宅は補助対象外） 【性能要件】 1 改修後の補助対象住宅の外気性能は、地域区分ごとに定めた外皮平均熱貫流率（U値）を満たしており、外皮計算書等で証明できること（外皮性能は、既存断熱材等と合わせた性能とする） 【施工要件】 1 必須 ・外気に接する外壁全てを屋外から施工する断熱工事（外張り断熱工法等）により改修すること ・原則、既存構造物を撤去せずに施工すること 2 その他 1) を満たし、同時に以下の施工をする場合に限り、補助対象 ・屋根は屋根断熱又は天井断熱、床は基礎断熱又は床下断熱での断熱改修 ・窓、玄関ドア、勝手口ドア等の開口部の改修 ・高効率換気システムの導入及び本事業に登録されている製品（断熱パネル、潜熱蓄熱建材、内窓、調湿建材）を室内側から導入する改修	【改修要件】 1 本事業に登録されている必須製品（断熱パネル、潜熱蓄熱建材）のいずれかを用いた改修を行うこと 2 「導入要件と施工要件」に従った既存住宅の改修工事を行うこと 【導入要件と施工要件】 1 必須製品（断熱パネル、潜熱蓄熱建材）のいずれかを用いた改修を行うこと 2 製品ごとの要件を満たすこと 【必須製品】 ①断熱パネル ・室内側から施工すること/施工範囲に居室を含むこと/改修する居室等の床、壁、天井の少なくとも1部位について、外気に接する全面を改修すること/改修する居室等に属する収納や押入れの外気に接する床、壁、天井も施工すること 他 ②潜熱蓄熱建材 ・施工範囲に居室を含むこと/メーカーの発行した設計・施工マニュアルに従い、潜熱蓄熱建材を導入する居室等の床面積あたりの蓄熱量が192kJ/m ² 以上となるように施工すること/施工された製品の総厚みが25mm以内であること/以下のA)~C)のいずれかに該当する居室等であること ※A)~C)は（略） 【任意製品】 ③断熱材 ・施工部位は外気に接する床、天井のみとし、以下の部位ごとの性能要件を満たすこと/既設断熱材は含まず、本事業で改修する断熱材のみで性能要件（天井：R値≧2.7、床R値≧2.2）を満たすこと ④窓（防火・防風・防犯仕様） ・外窓の設置であること ⑤防災ガラス窓 ・カー工法窓、外窓のいずれかの改修であること ⑥玄関ドア（玄関ドアの設置であること） ⑦調湿建材（室内側から施工すること/吸放湿を妨げない適切な内装仕上げとすること）	【改修要件】 1 既存住宅の全ての開口部を本事業に登録されている外窓（防火・防風・防犯仕様）及び玄関ドアを用いて改修すること 2 既存戸建住宅の改修工事を公募要領の「導入要件と施工要件」に従って行うこと 【導入要件と施工要件】 【必須製品】 A) 原則として、住宅全ての窓を改修すること B)~C)（略） ②玄関ドア ・玄関ドアの設置であること 【任意製品】 ①断熱パネル ・室内側から施工すること。……（略）…… ②潜熱蓄熱建材 ・メーカーが発行した設計・施工マニュアルに従い、潜熱蓄熱建材を導入する床面積あたりの蓄熱量が80kJ/m ² 以上となるように施工すること。ただし、……（略）…… ・施工された製品の総厚みが25mm以内であること ・以下のA)~C)のいずれかに該当する居室等であること A)~C)は、（略） ③断熱材 ・施工部位は外気に接する床、天井のみとし、熱抵抗値（R値）は天井は2.7以上、床は2.2以上を満たすこと。……（略）…… ④調湿建材 ・室内側から施工すること。……（略）……	1 レジリエンス機能（停電時にも必要なエネルギーを供給できる機能）が求められる公共性の高い施設であることを証す書面（地域防災計画、地方公共団体との災害時協定、災害時対応にかかる地方公共団体との契約等）を提出すること 2 平時において導入施設で自家消費することが可能で、かつ災害時に自立稼働する機能を有する再生可能エネルギー設備（太陽光発電、風力発電、小水力発電等）及び蓄電（定置）型蓄電を導入すること。 <ただし書き（略）> 3 補助対象設備を導入する施設について、以下の措置を講じること a~c（以下の措置）は（略） 4 （略）【土砂災害対策区域は原則対象外】 5 建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律第35条に規定する「建築物エネルギー消費性能向上計画の認定基準等」における外壁、窓等を通しての熱の損失に適合していること及びそれを証するに必要な資料を提出すること 6 建築物省エネ法第2条第3号に規定する「建築物エネルギー消費性能基準」における一次エネルギー消費量に関する基準において、設計一次エネルギー消費量が基準一次エネルギー消費量から50%以上削減すること 7 熱源（冷凍機、ヒートポンプ、冷却塔等）、ポンプ、照明等の計量区分ごとにエネルギーの計量・計測を行い、データを収集・分析・評価できるエネルギー管理体制を整備すること（BEMS装置等の導入） 8 建築物の環境性能に関する第三者認証による評価において「ZEB」、Nearby ZEB、ZEB Readyのいずれかの省エネルギー性能評価の認証を事業開始後速やかに取得し、「省エネルギー性能表示」およびその表示に関する「評価書」の写しを提出すること 9 本事業へ申請する場合は、ZEBリーディング・オーナーへの登録を必須条件とする。交付決定後、初年度完了実績報告時までに、必ずZEBリーディング・オーナーへの登録申請を行うこと。……（略）…… 他	1 建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律第35条に規定する「建築物エネルギー消費性能向上計画の認定基準等」における外壁、窓等を通しての熱の損失に適合していること及びそれを証するに必要な資料を提出すること 2 一次エネルギー消費量は、以下のいずれかを満たすもの（bは地方公共団体のみ） a 建築物省エネ法第2条第3号に規定する「建築物エネルギー消費性能基準」における一次エネルギー消費量に関する基準において、再生可能エネルギーを除く設計一次エネルギー消費量が基準一次エネルギー消費量より30%以上（事務所等、学校等の場合は40%以上）の削減、かつエネルギー消費性能計算プログラム（非住宅部）における未評価技術15項目のうち、1項目以上導入 3 熱源（冷凍機、ヒートポンプ、冷却塔等）、ポンプ、照明等の計量区分ごとにエネルギーの計量・計測を行い、データを収集・分析・評価できるエネルギー管理体制を整備すること 4 建築物の環境性能に関する第三者認証による評価（建築物エネルギー性能表示制度（BELS）において「ZEB」、Nearby ZEB、ZEB Ready、ZEB Orientedのいずれかの省エネルギー性能評価の認証を事業開始後速やかに取得し、「省エネルギー性能表示」およびその表示に関する「評価書」の写しを提出すること） 5 省エネ型の第一種換気設備（全熱交換型、顕熱交換型、ブラシレスDCモーター型、インバータ制御内蔵型等）を導入すること 6 本事業へ申請する場合は、ZEBリーディング・オーナーへの登録を必須条件とする。交付決定後、初年度完了実績報告時までに、必ずZEBリーディング・オーナーへの登録申請を行うこと。……（略）…… 他	
	補助対象設備	1 以下の製品（本事業への登録有無は問わない） 1) 外壁及び外気に接する天井、屋根、最下階の床、基礎等に用いる断熱材及び窓・玄関ドア等の開口部材 2) 高効率換気システム（温度（顕熱）交換効率が65%以上のダクトレス熱交換型換気設備であること） 2 SIIのホームページに公表されている本事業の登録製品 断熱パネル/潜熱蓄熱建材/調湿建材	【必須製品】 断熱パネル/潜熱蓄熱建材 【任意製品】 断熱材/窓（防火・防風・防犯仕様）/防災ガラス窓（カー工法窓、外窓）/玄関ドア/調湿建材	【必須製品】 窓（防火・防風・防犯仕様）/玄関ドア 【任意製品】 断熱パネル/潜熱蓄熱建材/断熱材/調湿建材	断熱（断熱等（省エネルギー計算ができること）/空調・給湯（熱源機器、熱源付帯機器、ポンプ、空調機器、給湯機器）/換気（換気機器）/再エネ他（再生可能エネルギー利用機器、未利用エネルギー活用機器、コージェネ、蓄電システム）/電源（受変電設備、負荷設備）/BEMS（制御部、監視部、管理部）/工事費/その他（省エネルギー性能表示）	断熱（断熱等（省エネルギー計算ができること）/空調・給湯（熱源機器、熱源付帯機器、ポンプ、空調機器、給湯機器）/換気（換気機器）/再エネ他（再生可能エネルギー利用機器、未利用エネルギー活用機器、コージェネ、蓄電システム）/電源（受変電設備、負荷設備）/BEMS（制御部、監視部、管理部）/工事費/その他（省エネルギー性能表示）
補助対象経費	設計費・材料費・工事費	材料費・工事費	材料費・工事費	設備費・工事費・事務費・その他	設備費・工事費・事務費・その他	
補助率	補助対象経費の1/2以内	補助対象経費の1/2以内	補助対象経費の1/2以内	『ZEB』 : 補助率 2/3 Nearby ZEB : 補助率 3/5 ZEB Ready : 補助率 1/2 (地方自治体所有は面積を問わず対象。地方自治体以外所有は、新築10,000㎡未満、既存2,000㎡未満が対象) 【車載型蓄電池】 蓄電容量(kWh)の1/2に40,000円/kWhを乗じて得た額（最新のCEV補助金の銘柄ごとの補助金交付額を上限） 【充電設備】 設備費：費用に1/2を乗じて得た額（最新のCEV補助金の銘柄ごとの補助金交付額を上限） 工事費：費用に全体事業の補助率を乗じて得た額 【充電設備】 設備費：費用に1/2を乗じて得た額（最新のCEV補助金の銘柄ごとの補助金交付額を上限） 工事費：費用に全体事業の補助率を乗じて得た額	1 新築建築物（地方公共団体所有は延べ面積を問わず対象、地方公共団体以外所有は延べ面積10,000㎡未満のみ対象） (1) 延べ面積10,000㎡以上 『ZEB』 : 補助率 3/5 Nearby ZEB : 補助率 1/2 ZEB Ready : 補助率 1/3 ZEB Ready/ZEB Oriented : 補助率 1/3 (2) 延べ面積2,000㎡以上10,000㎡未満 『ZEB』 : 補助率 3/5 Nearby ZEB : 補助率 1/2 ZEB Ready : 補助率 1/3 (3) 延べ面積2,000㎡未満 『ZEB』 : 補助率 3/5 Nearby ZEB : 補助率 1/2 2 既存建築物（地方公共団体所有は延べ面積を問わず対象、地方公共団体以外所有は延べ面積2,000㎡未満のみ対象） 補助率 : 2/3 (ZEB Readyは2,000㎡以上のみ、ZEB Orientedは10,000㎡以上のみが、それぞれ補助対象)	
上限/下限	上限額 地域区分1~4地域 : 400万円/戸 地域区分5~8地域 : 300万円/戸	上限 : 戸建住宅 200万円/戸 集合住宅 125万円/戸 下限 : 20万円/戸（補助対象経費：40万円/戸）	上限額 必須製品のみでの改修 150万円/戸 任意製品を併用しての改修 200万円/戸	上限 : 5億円（延べ面積2,000㎡以上） 3億円（延べ面積2,000㎡未満） CO ₂ 1トン当たりの削減コストによる上限有	上限 : 5億円（延べ面積2,000㎡以上） 3億円（延べ面積2,000㎡未満） CO ₂ 1トン当たりの削減コストによる上限有	
公募期間	一次公募 2023/05/08~2023/08/25 ・ 二次公募 2023/09/04~2023/11/30			2023/05/23~2023/06/30		2023/05/23~2022/06/30
備考	(注) 補助対象経費の算出方法は、補助単価にて算出する場合と補助対象製品の導入費用で算出する場合の2通りの方法がある。（公募要領参照）			(補助対象建築物) 事務所等/ホテル等/病院等/物品販売業を営む店舗/学校等/飲食店等（自然公園内のみ）/集会所等		(補助対象建築物) 事務所等/ホテル等/病院等/物品販売業を営む店舗/学校等/飲食店等/集会所等

令和5年度におけるZEH・ZEB（建築物の省エネ改修）補助金の概要（令和5年度当初予算分）

ホームページの番号	2-4 (1)	2-4 (2)	2-4 (3)	2-5	2-6
対象区分	業務用建築物	業務用建築物	戸建住宅・店舗併用住宅	業務用施設	業務用施設
補助金名	令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 建築物の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業 民間建築物等における省CO ₂ 改修支援事業	令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 建築物の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業 テナントビルの省CO ₂ 改修支援事業	令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 建築物の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業 空き家等における省CO ₂ 改修支援事業	令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 建築物の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業 国立公園利用施設の脱炭素化推進支援事業	令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 建築物の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業 上下水道・ダム施設の省CO ₂ 改修支援事業
制度所管庁	環境省	環境省	環境省	環境省	環境省
執行団体	一般社団法人静岡県環境資源協会	一般社団法人静岡県環境資源協会	一般社団法人静岡県環境資源協会	一般社団法人静岡県環境資源協会	一般社団法人静岡県環境資源協会
補助対象者	民間企業／個人事業主／独立行政法人／ 国立大学法人、公立大学法人及び学校法人／社会福祉法人／ 医療法人／ 一般社団法人、一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人／ その他環境大臣の承認を得て協会が適当と認める者	民間企業／独立行政法人／ 国立大学法人、公立大学法人及び学校法人／社会福祉法人／ 医療法人／ 一般社団法人、一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人／ 地方公共団体／ その他環境大臣の承認を得て協会が適当と認める者	民間企業／独立行政法人／社会福祉法人／医療法人／ 一般社団法人、一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人／ 地方公共団体（上記と共同申請する者に限る）／ 個人（地方公共団体以外の上記と共同申請する者に限る）／ その他環境大臣の承認を得て協会が適当と認める者	1 自然公園法第10条第2項の規定に基づき、国立公園事業のうち、 ら、宿舎事業、休憩所事業、博物館施設事業、案内所事業、 2 野鳥所事業、園地事業、歩道事業を執行する者 3 自然公園法第10条第3項の規定に基づき、環境大臣の認可を 受けて国立公園事業のうち、1に掲げる事業を執行する者 4 民間企業（1又は2と共同申請する者に限る）	1 上下水道システム〔水道事業者又は水道用水供給事業者／工業 用水道事業者／民間企業（水道事業者又は水道用水供給事業者 と共同申請する者に限る。）〕 2 下水処理場〔下水道管理者／民間企業（下水道管理者と共同 申請する者に限る。）〕 3 ダム施設〔地方公共団体〕
補助事業	対象施設に対し、導入前の設備に比してCO ₂ 排出量を30%以上削減 できる設備を導入するとともに、運用改善によりさらなる省 エネの実現を目的とした体制の構築を行う事業を対象	ビルオーナーとテナントが環境負荷を低減する取組を含むグリーン リース契約等に基づき、補助金の申請対象となるテナント専用 部に必要となる設備を導入する事業	補助対象施設に掲げる空き家等に対し、導入前の設備に比して CO ₂ 排出量を30%以上削減できる設備を導入する事業を対象	対象施設に対し、導入前の設備に比してCO ₂ 排出量を15%以上削減 できる対象設備を導入する事業	水道事業者等、下水道管理者又はダム管理者が再生可能エネルギー ・省エネルギーに係る対象施設・設備を整備する事業
交付要件	補助対象となる建築物（備考欄に記載）のうち、次の（注）に 掲げるものを除く。 （注） 国立公園法第10条第3号の規定に基づく環境大臣の認可 を受けた宿舎事業対象施設は、対象外 （注） 補助対象施設のうち、テナント部分は対象外 サービス付き高齢者向け住宅などの施設は、 建築確認申請の建築物用途が非住宅の場合のみ	・設備の導入前後において、更新した設備全体の二酸化炭素排出 量が20%以上削減できる設備改修であること ・CO ₂ の削減割合に、補助対象外設備である照明のCO ₂ 削減量を加 味して計算することは可能とする ・共用部及び共用設備の低炭素化改修は、グリーンリース契約等 を締結しているテナントの床面積割合がビル全体の延べ床面積 の30%以上を占める場合に限り ・グリーンリース契約等の締結は交付申請時までに、提出す ること	1 a, b いずれかに該当する空き家等で、本補助事業の実施後、 業務用施設として活用することが確定している空き家等 a 空き家等対策の推進に関する特別措置法第6条第1項の規定に より市町村が策定した「空き家対策計画」において、当該計 画で対策の対象とする地区及び空き家の種類に該当する建築 物のうち戸建 b 延べ面積300㎡未満の戸建等 【要件】 1 補助対象となる建築物は戸建、店舗併用住宅（集合住宅、業 務用施設は対象外） 2 空き家状態が概ね1年間以上継続していること 3 新築ではないこと 4 当該空き家が「空き家対策計画」の計画区域内にあること 5 当該空き家の種類が市町村の空き家対策計画の対象となっ ていること 6 延べ面積300㎡未満であること ※ 4及び5又は6のいずれかが必須 【改修後の用途】 空き家の改修後は、次のいずれかの用途の業務用建築物として 活用を図ること 事務所等／ホテル等／病院等／物品販売業を営む店舗等／ 飲食店等	【対象施設】 自然公園法第6条第1項の規定により環境大臣が指定する「国立 公園」の区域内において、同法第10条第2項または第3項の規定 に基づき宿舎事業、休憩所事業、博物館施設事業、案内所事業 、野鳥所事業、園地事業、歩道事業を執行する施設（所有者又は 運営者の住居部分は補助対象外） 【要件】 1 導入前の設備に比してCO ₂ 排出量を15%以上削減できること 2 インバウンド対応のための改修等（Wi-Fi整備、トイレの洋 式化、自社サイトの多言語化、案内表示の多言語化、客室の和 洋室化等）の実施（インバウンド改修等にかかる費用は補助対 象外） ※ 過去5年以内に実施したインバウンド改修等は可	【上下水道システム】 1 再生可能エネルギー施設・設備 太陽光発電及びヒートポンプの導入については、導入前と比較し、二酸化炭素排出量を10%以上削減できること 2 対象施設・設備を導入することで、導入前と比較し、二酸化炭素排出量を15%以上削減できること 【下水処理場】 1 再生可能エネルギー施設・設備 太陽光発電設備については、施設・設備を導入することで導入前と比較し、二酸化炭素排出量を10%以上削減できること 2 省エネルギー施設・設備 中小規模の下水処理場（処理能力（日最大）が約5万m ³ /日以下）に下記対象施設・設備を導入することで導入前と比較し、二酸化炭素排出量を15%以上削減できること 【ダム施設】 1 再生可能エネルギー施設・設備 管理用水力発電設備については、施設・設備を導入することで導入前と比較し、二酸化炭素排出量を削減できること 太陽光発電設備については、施設・設備を導入することで導入前と比較し、二酸化炭素排出量を10%以上削減できること 2 省エネルギー施設・設備 対象施設・設備を導入することで導入前と比較し、二酸化炭素排出量を5%以上削減できること
補助対象設備	空調設備（熱源、ポンプ、空調機器等；ルームエアコン）／ 空調・給湯設備（給湯器；ポイラー）／ 換気設備／ 電気設備（受変電設備；分電盤、動力盤等）／ ガス（供給設備）／ BEMS、測定機器／ 再生可能・未利用エネルギー利用設備／ 工事費	空調設備（熱源、ポンプ、空調機器等；ルームエアコン）／ 空調・給湯設備（給湯器；ポイラー）／ 換気設備／ 電気設備（受変電設備；分電盤、動力盤等）／ ガス（供給設備）／ BEMS、測定機器／ 再生可能・未利用エネルギー利用設備／ 工事費	断熱（WEBプログラムを利用した省エネ計算を行った場合のみ対象）／ 空調設備（熱源、ポンプ、空調機器等；ルームエアコン）／ 空調・給湯設備（給湯器；ポイラー）／ 換気設備／ 電気設備（受変電設備；分電盤、動力盤等）／ ガス（供給設備）／ BEMS、測定機器／ 工事費	空調設備（熱源、ポンプ、空調機器等；ルームエアコン）／ 空調・給湯設備（給湯器；ポイラー）／ 換気設備／ 電気設備（受変電設備；分電盤、動力盤等）／ ガス（供給設備）／ BEMS、測定機器／ 再生可能・未利用エネルギー利用設備／ 工事費	1 上下水道システム〔再生可能エネルギー施設・設備（小水力発電／太陽光発電等／ヒートポンプ）、省エネルギー施設・設備（インバータ設備／高効率モーター／高効率ポンプ／水連用システム／インラインポンプ／省エネ型排水処理装置／その他省エネルギー設備）〕 2 下水処理場〔再生可能エネルギー施設・設備（太陽光発電等）、省エネルギー施設・設備（省CO ₂ 促進設備更新等）／その他省エネルギー施設・設備〕 3 ダム施設〔再生可能エネルギー施設・設備（管理用水力発電設備等）、省エネルギー施設・設備（省CO ₂ 促進設備更新等）〕
補助対象経費	設備費・工事費・事務費	設備費・工事費・事務費	設備費・工事費・事務費	設備費・工事費・事務費	設備費・工事費・事務費
補助率	補助率 1/3	補助率 1/3	補助率 1/3	太陽光発電設備以外 補助率 1/2 太陽光発電設備（蓄電池を含む） 補助率 1/3	太陽光発電設備以外 補助率 1/2 太陽光発電設備 補助率 1/3
上限／下限	上限 : 5,000万円 CO ₂ 1トン当たりの削減コストによる上限有	上限4,000万円 (a)テナント専用部と(b)共用部または共用設備（テナントの床面積割合がビル全体の延べ床面積の30%以上とする）の合算	上限なし	CO ₂ 1トン当たりの削減コストによる上限有	CO ₂ 1トン当たりの削減コストによる上限有 下限 : 補助金交付額 100万円
公募期間	2023/05/23～2023/06/30	2023/05/23～2023/06/30	2023/05/23～2023/06/30	2023/05/23～2023/06/30	2023/05/23～2023/06/30
備考	(補助対象建築物) 事務所等／ホテル等／病院等／物品販売業を営む店舗／ 学校等／飲食店等／集会所等	(補助対象建築物) 事務所等／ホテル等／病院等／物品販売業を営む店舗等／ サービス業を営む店舗等／学校等／飲食店等／集会所等			

令和5年度におけるZEH・ZEB（建築物の省エネ改修）補助金の概要（令和5年度当初予算分）

ホームページの番号	2-7	2-8 (1) (a)	2-8 (1) (b)	2-8 (1) (c)
対象区分	倉庫	集合住宅	集合住宅	集合住宅
補助金名	令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 建築物の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業 自立型ゼロエネルギー倉庫モデル促進事業	令和4年度・令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 集合住宅の省CO ₂ 化促進事業 低層ZEH-M（ゼッチ・マンション）促進事業	令和5年度二酸化炭素排出抑制対策補助金 集合住宅の省CO ₂ 化促進事業 中層ZEH-M（ゼッチ・マンション）支援事業	令和5年度二酸化炭素排出抑制対策補助金 集合住宅の省CO ₂ 化促進事業 高層ZEH-M（ゼッチ・マンション）支援事業
制度所管庁	環境省	環境省	環境省	環境省
執行団体	一般社団法人環境優良車普及機構	一般社団法人環境共創イニシアチブ	一般社団法人環境共創イニシアチブ	一般社団法人環境共創イニシアチブ
補助対象者	民間企業／個人事業主／独立行政法人／ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人／ 地方公共団体／ その他環境大臣の承認を得て機構が適当と認める者（倉庫業者又は 補助対象設備等を倉庫業者にファイナンスリースにより提供する契 約を行う民間企業に限る）	個人又は日本国内で事業を営んでいる個人事業主や法人等で補助 対象となる補助対象となる新築低層集合住宅の建築主、デベロッ パー等（所有者）であり、以下①②③のいずれかに該当し、④を 満たすもの ①～④（略）	個人又は日本国内で事業を営んでいる個人事業主や法人等で補助 対象となる補助対象となる新築中層集合住宅の建築主、デベロッ パー等（所有者）であり、以下①②③のいずれかに該当し、④を 満たすもの ①～④（略）	個人又は日本国内で事業を営んでいる個人事業主や法人等で補助 対象となる補助対象となる新築高層集合住宅の建築主、デベロッ パー等（所有者）であり、以下①②のいずれかに該当し、③を満 たすもの ①～③（略）
補助事業	倉庫業者が営業倉庫内作業の省人化・省エネ化に資する機器（無人 フォークリフト・無人搬送車・自動化倉庫設備等）と再生可能エネ ルギー設備（太陽光発電設備等）を同時導入する事業	ZEH-Mの定義を満たし、かつZEH-Mの構成要素となる高 性能建材や高性能設備等を導入する低層集合住宅を新築する事業	ZEH-Mの定義を満たし、かつZEH-Mの構成要素となる高 性能建材や高性能設備等を導入する中層集合住宅を新築する事業	ZEH-Mの定義を満たし、かつZEH-Mの構成要素となる高 性能建材や高性能設備等を導入する高層集合住宅を新築する事業
交付要件	1 省人化・省エネ化に資する機器を導入することにより、営業倉 庫内の照明・空調等にかかるエネルギー消費量を削減するととも に、従来型のフォークリフト等を使用した場合よりもエネルギー 消費量を削減し、さらに再生可能エネルギー設備を導入すること により、営業倉庫全体としてCO ₂ 排出量の大幅な削減が図られる 事業であること。 2 原則として省人化・省エネ化に資する機器と再生可能エネルギ ー設備との同時導入を行うこと。ただし、……（略）…… 3 再生可能エネルギー設備の導入については、当該設備において 発電する電力を当該施設において消費すること。なお、……（略） 4 電力使用の平準化や災害対応力の向上を目的として蓄電池を導入 する場合は、蓄電池の導入を補助対象とする。ただし、……（略） ……	1 住棟を構成する複数の住戸のうち、1つ以上の住戸が分譲又は 賃貸に供されること。また、……（略）…… 2 S11の登録を受けた「ZEHデベロッパ」による事業（又は係る 事業）であること 3 補助対象建築物の住宅用途部分に関する住棟の評価として、 交付申請時に示した性能値以上が記載された省エネ性能表示（ BELS等、第三者認証を受けているものに限る。）により、補助 対象建築物について、住棟の評価として「ZEH-M、Nearly ZEH-Mのうちいずれかの省エネ性能表示を、本年度の事業完了日 までに取得すること 4 全住戸の省エネ性能表示を、中間報告時までに取得すること （ZEHランク不問） 5 分譲、賃貸を問わず、補助対象物件の入居者募集広告等にお いては、省エネ性能表示ラベルを明示し、一般消費者に対して 入居者を募集すること 6 補助対象建築物の住宅用途にかかる部分（全住戸及び住宅用 途にかかる共用部）全てのエネルギー使用状況（エネルギー購 入量・創エネルギー量・エネルギー消費量等）を計測・記録・ 一括報告できる体制を融資、S11の定める期日までに必ず提出す ること 7（略）【重要事項説明書類への明示等】 8（略）【8地域の要件】 9 集合住宅におけるZEHの設計ガイドライン作成並びにZEH-Mの 普及拡大のため、補助対象建築物となるZEH-Mに資する設計情報 を開示することについて承諾していること 10（略）【事業遂行能力】 11 環境省からの補助金等停止措置または指名停止措置が講じら れていない者による事業であること。……（略）……	1 住棟を構成する複数の住戸のうち、1つ以上の住戸が分譲又は 賃貸に供されること。また、……（略）…… 2 S11の登録を受けた「ZEHデベロッパ」による事業（又は係る 事業）であること 3 補助対象建築物の住宅用途部分に関する住棟の評価として、 交付申請時に示した性能値以上が記載された省エネ性能表示（ BELS等、第三者認証を受けているものに限る。）により、補助 対象建築物について、住棟の評価として「ZEH-M、Nearly ZEH-M、ZEH-M Readyのうちいずれかの省エネ性能表示を、本 年度の中間報告時までに取得すること 4 分譲、賃貸を問わず、補助対象物件の入居者募集広告等にお いては、省エネ性能表示ラベルを明示し、一般消費者に対して 入居者を募集すること 5 補助対象建築物の住宅用途にかかる部分（全住戸及び住宅用 途にかかる共用部）全てのエネルギー使用状況（エネルギー購 入量・創エネルギー量・エネルギー消費量等）を計測・記録・ 一括報告できる体制を融資、S11の定める期日までに必ず提出す ること 6（略）【重要事項説明書類への明示等】 7（略）【8地域の要件】 8 集合住宅におけるZEHの設計ガイドライン作成並びにZEH-Mの 普及拡大のため、補助対象建築物となるZEH-Mに資する設計情報 を開示することについて承諾していること 9（略）【事業遂行能力】 10 環境省からの補助金等停止措置または指名停止措置が講じら れていない者による事業であること。……（略）……	1 住棟を構成する複数の住戸のうち、1つ以上の住戸が分譲又は 賃貸に供されること。また、……（略）…… 2 S11の登録を受けた「ZEHデベロッパ」による事業（又は係る 事業）であること 3 補助対象建築物の住宅用途部分に関する住棟の評価として、 交付申請時に示した性能値以上が記載された省エネ性能表示（ BELS等、第三者認証を受けているものに限る。）により、補助 対象建築物について、住棟の評価として「ZEH-M Oriented以上の 省エネ性能表示を、本年度の事業完了日までに取得すること 4 分譲、賃貸を問わず、補助対象物件の入居者募集広告等にお いては、省エネ性能表示ラベルを明示し、一般消費者に対して 入居者を募集すること 5 補助対象建築物の住宅用途にかかる部分（全住戸及び住宅用 途にかかる共用部）全てのエネルギー使用状況（エネルギー購 入量・創エネルギー量・エネルギー消費量等）を計測・記録・ 一括報告できる体制を融資、S11の定める期日までに必ず提出す ること 6（略）【重要事項説明書類への明示等】 7（略）【8地域の要件】 8 建築物木材利用促進協定に基づき木材を用いる事業への優遇 （略） 9 集合住宅におけるZEHの設計ガイドライン作成並びにZEH-Mの 普及拡大のため、補助対象建築物となるZEH-Mに資する設計情報 を開示することについて承諾していること 10（略）【事業遂行能力】 11 環境省からの補助金等停止措置または指名停止措置が講じら れていない者による事業であること。……（略）……
補助対象設備	省人化・省エネ化に資する機器（無人フォークリフト ・無人搬送車・自動化倉庫設備等）/ 再生可能エネルギー設備（太陽光発電設備等）	省エネ性能表示/ 高性能断熱外皮（断熱材、窓）/ 高性能設備（空調設備、給湯設備、換気設備、照明設備）/ 蓄電システム	省エネ性能表示/ 【専有部】高性能断熱材、高性能窓、高効率空調設備、高効率給 湯設備、高効率換気設備、高効率照明設備（限定有） HEMS、蓄電システム 【共用部】高効率空調設備、高効率換気設備、高効率照明設備（ 限定有）、蓄電システム、MEMS 【追加補助対象】 （専有部） 地中熱ヒートポンプ・システム、PVTシステム、液体 集熱式太陽熱利用システム、V2H充電設備（充放電設備） （共用部） CLT、V2H充電設備（充放電設備）、EV充電設備	省エネ性能表示/ 【専有部】高性能断熱材、高性能窓、高効率空調設備、高効率給 湯設備、高効率換気設備、高効率照明設備（限定有） HEMS、蓄電システム 充電設備（充放電設備）/ 【共用部】高効率空調設備、高効率換気設備、高効率照明設備（ 限定有）、蓄電システム、MEMS 【追加補助対象】 （専有部） 地中熱ヒートポンプ・システム、PVTシステム、液体 集熱式太陽熱利用システム、V2H充電設備（充放電設備） （共用部） CLT、V2H充電設備（充放電設備）、EV充電設備
補助対象経費	工事費、設備費、業務費、事務費	設計費・設備費・工事費	設計費・設備費・工事費	設計費・設備費・工事費
補助率	1/2	1 交付要件を満たした低層集合住宅 40万円/戸（定額） 2 蓄電システム（加算） 次の①～③のうち、最も低い金額 ①初期実効容量1kWhあたり2万円 ②蓄電システムの補助対象経費の1/3 ③補助額上限20万円/戸 3 CLT（加算） 10万円/㎡（上限 1,500万円/棟） 4 地中熱ヒートポンプシステム（加算） 90万円/戸（定額） 5 PVTシステム 液体式（パネル面積：5㎡以上8㎡未満） 65万円/戸 液体式（パネル面積：8㎡以上） 80万円/戸 空気式（パネル面積（22㎡以上） 90万円/戸 6 液体集熱式太陽熱利用システム（加算） パネル面積：4㎡以上6㎡未満 12万円/戸 パネル面積：6㎡以上 15万円/戸 7 V2H充電設備（充放電設備）（加算） 次の①～③のうち、最も低い金額 ①～③（略） 8 EV充電設備（加算） 次の①～③のうち、最も低い金額 ①～③（略）	補助対象経費の1/3以内 【追加補助対象】（公募要領p40の定額表を参照） ・CLT ・地中熱ヒートポンプ・システム ・PVTシステム ・液体集熱式太陽熱利用システム ・V2H充電設備（充放電設備） ・EV充電設備	補助対象経費の1/3以内 【追加補助対象】（公募要領p38の定額表を参照） ・CLT ・地中熱ヒートポンプ・システム ・PVTシステム ・液体集熱式太陽熱利用システム ・V2H充電設備（充放電設備） ・EV充電設備
上限/下限	上限：1億円	上限：3億円 （複数年度事業についての事業全体の上限：6億円）	上限：3億円/年 （複数年度事業における全体の上限：8億円） 追加補助を除く事業全体の補助金額：50万円/戸 補助対象事業の費用対効果に伴う補助金の上限あり	上限：3億円/年 （複数年度事業における全体の上限：8億円） 追加補助を除く事業全体の補助金額：50万円/戸 補助対象事業の費用対効果に伴う補助金の上限あり
公募期間	2023/05/25～2023/06/26	一般公募 2023/05/12～2023/12/08 新規取り組み公募 2025/05/12～2023/08/31	2023/05/12～2023/12/08	2023/05/23～2023/06/23
備考				

令和5年度におけるZEH・ZEB（建築物の省エネ改修）補助金の概要（令和5年度当初予算分）

ホームページの番号	2-9 (1) (a) (b) (c)			2-8 (2)、2-9 (2)	
対象区分	戸建住宅			集合住宅・戸建住宅	
補助金名	令和4年度・令和5年度二酸化炭素排出抑制対策補助金 戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業 ZEH支援事業			令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 集合住宅の省CO ₂ 化促進事業・戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業 既存住宅における断熱リフォーム支援事業	
制度所管庁	環境省			環境省	
執行団体	一般社団法人環境共創イニシアチブ			公益財団法人北海道環境財団	
補助対象者	個人申請	法人申請	新規取り組み（ZEHビルダー／プランナー）公募	トータル断熱	居間だけ断熱
	1 新築戸建住宅の建築主、又は新築戸建住宅の購入予定者となる個人 2 政府が推進する国民活動「COOL CHOICE」の趣旨に賛同し、「COOL CHOICE賛同登録」を行っていること 3 (略) 【温室効果ガス削減効果のクレジット化】	1 SIIに登録されたZEHビルダー／プランナーのうち、「建売住宅」の区分を有している者 2 政府が推進する国民活動「COOL CHOICE」の趣旨に賛同し、「COOL CHOICE賛同登録」を行っていること 3 (略) 【温室効果ガス削減効果のクレジット化】	個人申請又は法人申請と同じ	個人申請又は法人申請と同じ	〔戸建住宅〕個人の所有者又は所有予定者（個人）／賃貸住宅の所有者（個人・法人どちらでも可） 〔集合住宅・個別〕個人の所有者又は所有予定者（個人）／賃貸住宅の所有者（個人・法人どちらでも可） 〔集合住宅・全体〕管理組合等の代表者／賃貸住宅の所有者（個人・法人どちらでも可）
補助事業	1 申請者が常時居住する住宅 2 ZEH又はZEH+の要件を満たす住宅 3 専用住宅であること（併用住宅は住宅部分のみ） 4 賃貸住宅・集合住宅は対象外 5 新築戸建住宅の場合は、申請者は建売住宅の購入予定者	1 専用住宅であること（併用住宅は住宅部分のみ） 2 建売を前提に建築され、一度も登記されていない住宅 3 ZEH又はZEH+の要件を満たす住宅	個人申請又は法人申請と同じ	〔戸建住宅又は集合住宅・個別の所有者又は所有予定者〕申請者自身が居住する住宅であること／専用住宅であること 他 〔集合住宅・全体の管理組合等の代表者〕原則、当該集合住宅の全ての対象住戸を改修すること／対象となる改修について、当該集合住宅の管理組合総会等での承認決議を得ること／専用住宅であること 他 〔賃貸住宅の所有者〕申請者が当該住戸を所有していること／集合住宅（全体）の場合、1棟全てを所有していること／原則、当該集合住宅の全ての対象住戸を改修すること／専用住宅であること 他	
	交付要件	<p>【ZEHの交付要件】</p> <ol style="list-style-type: none"> 戸建住宅におけるZEH（『ZEH+』、Nearly ZEH+）の定義を満たしていること 申請する住宅について、省エネルギー性能表示（BELS等、第三者認証を受けているものに限る。）にて、『ZEH+』であることを示す証書を取得すること（『ZEH+』であることを示す証書は中間報告前に取得し、中間報告時に提出できること 申請する住宅は、SIIに登録されたZEHビルダー／プランナーが関与（建築、設計又は販売）する住宅であること 公募要領で必須要件とされている建材・設備等（BELS、高断熱外皮、空調設備、給湯設備、省エネルギー設備、再生可能エネルギー・システム、エネルギー計測装置（HEMS））を導入すること 補助対象住宅の購入者は入居後2年間、SIIが定める使用状況の報告を行う必要がある旨を購入者と締結する不動産売買契約書における重要事項説明書に明示すること <p>【ZEH+の交付要件】</p> <ol style="list-style-type: none"> 戸建住宅におけるZEH（『ZEH+』、Nearly ZEH、ZEH Oriented）の定義を満たしていること 申請する住宅について、省エネルギー性能表示（BELS等、第三者認証を受けているものに限る。）にて、『ZEH+』であることを示す証書は中間報告前に取得し、中間報告時に提出できること 申請する住宅は、SIIに登録されたZEHビルダー／プランナーが関与（建築、設計又は販売）する住宅であること 公募要領で必須要件とされている建材・設備等（BELS、高断熱外皮、空調設備、給湯設備、省エネルギー設備、再生可能エネルギー・システム、エネルギー計測装置（HEMS））を導入すること 売電のみを前提とせず、創エネルギーの自家消費を意識した再生可能エネルギーの促進に係る措置として次の①～③の2つ以上を導入すること（ZEH+の選択要件） <ol style="list-style-type: none"> 外皮性能の更なる強化 高度エネルギーマネジメント 電気自動車（プラグインハイブリッド車を含む）を活用した自家消費拡大のための充電設備又は充放電設備 			<p>【ZEHの交付要件】と同じ</p> <p>※ ZEH+は、対象外</p>
補助対象設備	<p>【『ZEH+』・『ZEH+』共通の補助対象設備等】</p> <p>省エネ性能表示評価書（BELS）／高断熱外皮／空調設備／給湯設備（電気ヒートポンプ給湯機、ガス給熱回収型給湯機、石油給熱回収型給湯機、電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機、太陽熱利用システム、燃料電池）／省エネルギー設備（換気設備、照明設備＜LED照明、蛍光灯＞）／再生可能エネルギー・システム（太陽光発電システム等）／エネルギー計測装置（HEMS）</p> <p>【『ZEH+』・『ZEH+』共通の追加補助対象設備等】</p> <p>蓄電システム／直交集成版（CLT）／地中熱ヒートポンプ・システム／PVTシステム／液体集熱式太陽熱利用システム</p> <p>【ZEH+の選択要件】</p> <p>高断熱外皮（強化）／高度エネルギーマネジメント／充電用コンセント又は普通充電設備若しくはV2H充放電設備</p>			<p>【『ZEH+』・『ZEH+』共通の補助対象設備等】と【『ZEH+』・『ZEH+』共通の追加補助対象設備等】と同じ</p> <p>高性能建材（窓・玄関ドア・共用部LED照明）／蓄電システム／蓄熱建材／熱交換型換気設備等（熱交換型換気設備、空調設備）</p>	
補助対象経費	設計費・設備費・工事費			設備費・工事費	
補助率	<ol style="list-style-type: none"> 補助要件を満たした戸建て住宅の新築〔設計費・設備費・工事費〕 <ol style="list-style-type: none"> 『ZEH+』 55万円／戸 『ZEH+』 100万円／戸 蓄電システム〔設備費〕以下の①～③のうちで、最も安い金額を加算 <ol style="list-style-type: none"> 初期実効容量1kWhあたり2万円 蓄電システムの補助対象経費の1/3 補助額上限20万円 直交集成版（CLT）〔設備費・工事費〕 90万円／戸 地中熱ヒートポンプ・システム〔設備費・工事費〕 90万円／戸 PVTシステム〔設備費・工事費〕 <ul style="list-style-type: none"> <液体式> パネル面積5㎡以上8㎡未満 65万円 パネル面積8㎡以上 80万円 <空気式> パネル面積22㎡以上 90万円 液体集熱式太陽熱利用システム〔設備費・工事費〕 <ul style="list-style-type: none"> パネル面積4㎡以上6㎡未満 12万円 パネル面積6㎡以上 15万円 <p>※ 2～5は、設備を導入する場合に、1の補助額に加算する金額</p>			<p>個人申請又は法人申請と同じ（ただし、『ZEH+』は対象外）</p> <p>補助対象経費の1/3以内</p> <p>※ 補助対象経費は、改修部位毎の施工面積に基準価格を乗じた金額の合計</p>	
上限／下限				<p>〔上限〕 高性能建材（戸建住宅）120万円／戸（玄関ドア5万円を含む）、（集合住宅）15万円／戸（玄関ドアも改修する場合は上限20万円／戸） LED照明（共用部） 8,000円／箇所 蓄電システム 20万円、家庭用蓄熱設備 20万円、熱交換型換気設備等 5万円</p>	
公募期間	一次公募 2023/04/28～2023/11/10、二次公募 2023/11/20～2024/01/06			新規取り組み 2023/04/28～2023/09/01	
備考					

令和5年度におけるZEH・ZEB（建築物の省エネ改修）補助金の概要（令和5年度当初予算分）

ホームページの番号	2-10	2-11	2-12	2-13	
対象区分	戸建住宅	戸建住宅・共同住宅	戸建住宅・集合住宅・業務用建築物	業務用建築物・集合住宅・戸建住宅	
補助金名	令和5年度LCCM住宅整備推進事業	令和5年度住宅エコリフォーム推進事業	令和5年度地域型住宅グリーン化事業	令和5年度サステナブル建築物等先導事業（省CO ₂ 先導型）	
制度所管庁	国土交通省	国土交通省	国土交通省	国土交通省	
執行団体	LCCM住宅整備推進事業実施支援室	住宅エコリフォーム推進事業実施支援室	地域型住宅グリーン化事業評価事務局	サステナブル建築物等先導事業（省CO ₂ 先導型）評価事務局	
補助対象者	・戸建住宅を供給する事業者 （補助を受ける者は、建売戸建住宅の場合は住宅供給事業となり、注文戸建住宅の場合は建築主と住宅供給事業者の両方）	省エネ診断 省エネ撰家・省エネ改修	グループ毎の共通ルールに基づき、省エネルギー性能や耐久性、耐震性等に優れた木造住宅の整備及び若者・子育て世代や、三世帯同居バリアフリーなど障がい者が暮らしやすい環境づくりを行う地域の木材関連事業者、建材関連事業者、中小住宅生産者等によって構成されるグループであって、国土交通省によって採択されたもの	・省CO ₂ 技術を住宅・建築物に導入する建築主等（民間事業者等） ・建築主と一体的に又は連携して省CO ₂ 技術を導入する者等（ESCO事業者、リース事業者、エネルギーサービス事業者等）	
補助事業	1 常時居住する戸建住宅であること 2 申請した事業者が一般消費者に引き渡す戸建住宅であること 3 専用住宅であること 4 一次エネルギー消費量の計算で前提となる台所、浴室、トイレ等の設備を有する戸建住宅であること	・断熱等性能等級5かつ一次エネルギー消費量等級6となるものでBELS等の第三者評価の認証を取得するもの（全体改修及び建替え） ・対象建物が建替えであることを証明する所定の書類を提出できるもの（建替えのみ） ・複数の開口部についてZEH仕様基準を満たすように改修する工事であること（部分改修）	1 長寿命型（住宅の性能：認定長期優良住宅） 2 ゼロ・エネルギー住宅型（住宅の性能：ZEH、Nearly ZEH、ZEH Oriented、認定低炭素住宅）	住宅や非住宅建築物に関する次の①～④のいずれか、またはそれらの組合せによるプロジェクトであって、省CO ₂ の推進に向けたモデル性、先導性が高いものとして選定されたもの ①住宅・建築物の新築、②既存の住宅・建築物の改修、③省CO ₂ の削減効果の整備、④CO ₂ に関する技術の検証	
交付要件	【事業要件】 1 戸建住宅の新築 2 強化外皮基準（1～8地域の平成28年省エネルギー基準を満たしたうえで、UA値 1、2地域：0.4 [W/mK] 以下、3地域：0.5 [W/mK] 以下、4～7地域：0.6 [W/mK] 以下） 3 再生可能エネルギーを除き、基準一次エネルギーから25%以上の一次エネルギー消費量削減 4 再生可能エネルギーを導入（容量不問） 5 再生可能エネルギーを加えて、基準一次エネルギー消費量から100%以上の一次エネルギー消費量削減 6 以下のいずれかの方法（略）で、LCCO ₂ を算定し、結果が0以下となるもの 7 住宅の品質について、CASBEEのB+ランク又は同等以上の性能を有するもの（長期優良住宅認定など）。ただし、耐震性については……（後略）…… 8 交付決定を受けた年度に事業着手するもの 9 住宅の立地が「災害危険区域」及び「土砂災害特別警戒区域」に該当しないこと	【共通】 ・ZEHレベルとなる「全体改修・建替え、部分改修」を実施すること ・改修後に耐震性が確保されること （省エネ改修と併せて実施する構造補強工事を含む） 【全体改修又は建替え】 ・建物全体を断熱等等級5かつ一次エネルギー消費量等級6となる改修工事 ・上記改修工事と併せて実施する構造補強工事（型番登録された製品の利用は要件とししない） 【建替え】 ・断熱等性能等級5かつ一次エネルギー消費量等級6とする建て替え工事（型番登録された製品の利用は要件とししない） 【部分改修】 ・複数の開口部についてZEH仕様基準を満たすよう改修する工事であること ・上記と併せて実施する次の①②の工事 ①ZEH仕様基準を満たす躯体の断熱改修工事 ②下記設備の高効率化工事 太陽熱利用システム／電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器（ハイブリッド給湯機）／ヒートポンプ給湯機（エコキュート）／潜熱回収型石油給湯機（エコフィール）／潜熱回収型ガス給湯機（エコジョーズ）／燃料電池システム（エネファーム）／高断熱浴槽／浴室シャワーの節湯水栓／蓄電池／LED照明 ※ LED照明を除き、住宅省エネ2023キャンペーンの型番登録製品を使用すること ※ 部分改修は、開口部について熱貫流率（U値）と日射遮蔽対策、躯体（屋根・壁・床・基礎）について熱貫流率（U値）又は熱抵抗（R値）に係る基準あり	【共通要件】 1 主要構造部が木造のもの 2 採択されたグループ毎の地域型住宅の共通ルール等に則してグループの構成員である中小住宅生産者等により供給される住宅の新築 3 各補助対象住宅に関わる事業者のうち設計者、施工管理者又は大工技能者のいずれか1人が、住宅省エネルギー技術講習会の修了者又は別途定める講習会等の受講者等であること 4 主要構造部に用いる木材は、グループが定める地域材を積極的に使用するものとする 5 施工事業者は、補助対象となる住宅の工事を元請けとして行うこと 他 【ZEH又はZEB水準の住宅を求める共通要件】 6 次の(1)又は(2)（募集要領p8に掲載）のいずれかを満たすこと（構造計算、面積及び耐震性能） 【長寿命型の住宅の要件】 7 所管行政庁による認定を受けた「認定長期優良住宅」であること。ただし、……（略）…… 【ゼロ・エネルギー型の住宅の要件】 8 外皮の断熱性能等の大幅な向上、高効率な設備システムの導入、再生可能エネルギー等の導入により、年間の一次エネルギー消費量の収支が概ねゼロになる住宅であること 【ゼロエネルギー住宅型（認定低炭素住宅）の要件】 9 所管行政庁の「認定低炭素住宅」であること。ただし、……（略）……	事業の要件【全部門共通】 イ 新築、既存改修する住宅・建築物を提案するプロジェクトについては、以下の省エネルギー性能を満たし、省エネルギー性能の表示を行うものであること ・新築される住宅・建築物については、ZEH・ZEB水準の省エネルギー性能を満たしているものであること ・既存改修される住宅・建築物については、改修後に平成28年省エネ基準に適合するものであること ・住宅・建築物の省エネルギー性能の表示を行うものであること ロ 運用後のエネルギー使用量の計測、CO ₂ 削減効果実証に関する計画書を提出するもの ハ 採択年度に事業着手するもの ニ 住宅・建築物プロジェクト総体として省CO ₂ を実現し、先導性に優れたプロジェクトであること ホ 新築する住宅を提案するプロジェクトの立地は、「災害危険区域」に該当しないこと ヘ 新築する住宅を提案するプロジェクトは、都市再生特別措置法第88条5項の規定により、当該住宅に係る届出をした者が同条第3項の規定による勧告に従わなかった旨の公表がなされていないこと ト 新築、既存改修する住宅・建築物を提案するプロジェクトは、構造安全性を有すること ※ 一般部門（非住宅、共同住宅、戸建住宅）及び中小規模建築物部門（非住宅）、LCCM低層共同住宅部門（共同住宅）、分譲住宅トプランナー事業者部門（共同住宅）の別に、「評価にあたって考え方」の記載あり	
補助対象設備	補助対象工事 1) 外皮断熱工事（天井、外壁、床、基礎等における断熱工事） 2) 開口部断熱工事（窓、扉等の開口部における断熱工事） 3) 高効率設備機器工事（暖房設備、換気設備、給湯設備、照明設備） 4) 耐震性強化工事（躯体における耐震性強化工事） 5) その他工事（HEMS、蓄電池設備、太陽熱給湯システム、燃料電池設備等）	【部分改修】 太陽熱利用システム／電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器（ハイブリッド給湯機）／ヒートポンプ給湯機（エコキュート）／潜熱回収型石油給湯機（エコフィール）／潜熱回収型ガス給湯機（エコジョーズ）／燃料電池システム（エネファーム）／高断熱浴槽／浴室シャワーの節湯水栓／蓄電池／LED照明	補助対象となる経費 建設工事費（主体工事費／屋内電気設備工事費／屋内ガス設備工事費／屋内給排水設備工事費）	断熱強化（外皮断熱工事、開口部断熱工事）／高効率設備機器工事（暖房設備（温水式（ボイラージェネレーター、温水式暖房）、ヒートポンプ式セントラル空調システム）、換気設備（熱交換型換気設備、熱交換型以外の換気設備）、照明設備（LED、蛍光灯）、給湯設備（電気給湯器、ガス瞬間式給湯器、石油瞬間式給湯器、ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器）／耐震性強化／屋根材強化／HEMS／蓄電池／太陽熱利用システム／コージェネレーションシステム（燃料電池、ガスエンジン給湯器）	
補助対象経費	設計費・補助対象工事の掛かり増し費用	省エネ性能の証明書取得費用等	設計費・工事費	材料費・設備費・工事費	設計費・建設工事費・附帯工事費
補助率	1/2以内	1/3	40%	【通常タイプ】の場合 住宅本体部分の補助対象経費の1/10 【加算枠】 a) 地域材加算（全て） b) 地域材加算（過半） c) 三世帯同居加算 d) 地域住文化加算 e) バリアフリー加算 ※ 住宅の性能、活用実績、加算枠の種類により、0～40万円の加算あり（公募要領p12参照） 【こどもエコ活用タイプ】の場合 公募要領p11を参照	＜1 一般部門（非住宅）＞ 5億円／プロジェクト（標準準備方式による場合は採択プロジェクト総事業費の3.5%） ＜2 中小規模建築物部門（非住宅）＞ 5億円／プロジェクト（標準準備方式による場合は採択プロジェクトの総事業費の3.5%） ＜3 一般部門（共同住宅／戸建住宅）＞ 5億円／プロジェクト 戸建住宅の場合は、建設工事等に係る補助額の上限を200万円／戸とする。 ＜4 住宅部門（LCCM低層共同住宅部門）＞ 設計費と建設工事等における補助対象工事の掛かり増し費用の合計額の1/2以内、かつ、建物1棟毎の全体の工事契約の総額の5%以内（75万円／戸以内かつ5億円／プロジェクト以内） ＜5 共同住宅・分譲住宅のトプランナー部門＞ 設計費と建設工事等における補助対象工事の掛かり増し費用の合計額の1/2以内、かつ、建物1棟毎の全体の工事契約の総額の5%以内（30万円／戸以内かつ2,500万円／プロジェクト以内）
上限／下限	140万円／戸以内	【上限】 350,000円／戸（戸建住宅・集合住宅） ※全体改修又は建替え、部分改修に共通 【下限】 5万円（診断のみの場合は1万円）	加算利用無しの場合 70万円／戸		
公募期間	第1回 2023/04/17～2023/09/29 第2回 2023/10/中～2023/01/下	2023/05/26～遅くとも2024/01/19	グループ募集：2023/04/28～2023/06/02 交付申請（事前検付方式）：～2023/11/20	第1回 2023/04/17～2023/05/31	
備考					

令和5年度におけるZEH・ZEB（建築物の省エネ改修）補助金の概要（令和5年度当初予算分）

ホームページの番号	2-14		2-15	2-16		
対象区分	業務用建築物・集合住宅		業務用建築物・集合住宅	戸建住宅・共同住宅		
補助金名	令和5年度サステナブル建築物等先導事業（木造先導型：一般建築物）及び優良木造建築物等整備推進事業		令和5年度サステナブル建築物等先導事業（木造先導型：実験棟）	令和5年度長期優良住宅リフォーム推進事業（通年申請タイプ・評価基準型）	令和5年度長期優良住宅リフォーム推進事業（通年申請タイプ・認定長期優良住宅型）	
制度所管庁	国土交通省			国土交通省		
執行団体	サステナブル建築物等先導事業（木造先導型）及び優良木造建築物等整備推進事業 評価事務局		サステナブル建築物等先導事業（気候風土適応型）評価・審査室	長期優良住宅化リフォーム推進事業実施支援室		
補助対象者	・本事業に応募したプロジェクトを実施する予定の建築主		・本事業に応募したプロジェクトを実施する予定の建築主 (提案者) ・地域の気候風土に応じた住宅の建築技術・工夫等による先進的な技術を導入する建築主等（民間事業者等） ・建築主と一体・連携して地域の気候風土に応じた住宅の建築技術・工夫等による先進的な技術を導入する者等 ※ 補助を受ける者は、先進的な技術を導入する建築主等	・リフォーム工事の施工業者 ・買取再販業者		
補助事業	1 次のi)～iii)のいずれかのもの i) 公募要領の別紙1に掲げる木造先導事業の要件を満たすもの ii) 公募要領の別紙2に掲げる優良木造事業の要件を満たすもの iii) i)の部分とii)の部分を組み合わせたもの 2 令和5年度中に事業着手し、補助対象の出来高が発生するもの		1 次の①～⑤の要件を全て満たすもの ①～⑤は、下欄参照 2 令和5年度に事業に着手するものであること	地域の気候風土に応じた伝統的な建築技術を活用していること 2 現行の省エネルギー基準では評価が難しい環境負荷低減対策等により02の削減に寄与する住宅であること 3 評価手法整備に必要なデータ提供に協力すること 4 採択年度（令和5年度）内に事業に着手するものであること 5 プロジェクトの立地は、「土砂災害特別警戒区域」に該当しないこと 6 新築する住宅を提案するプロジェクトの立地は、都市再生特別措置法第88条第5項の規定により、当該住宅に係る届出をした者が同条第3項の規定による動告に従わなかった旨の公表がされていないこと		
交付要件	【木造先導事業の要件】 1 構造・防火面で先導性に優れた設計又は施工技術が導入されること 2 使用する材料や工法の工夫により整備コストを低減させるなどの、木材利用に関する建築生産システムについて先導性を有する計画であること 3 主要構造部に木材を使用する次の①から③のいずれかであること ① 木造の建築物 ② 建築物の大部分が木造の建築物 ③ 主要構造部に一定以上の木材・木質材料を使用する混構造の建築物 4 整備する建築物が、建築基準法上、構造・防火面の特段の措置を必要とする規模以上のものとして以下に掲げるものであること ・防火地域又は準防火地域 延べ面積500㎡超又は階数が3以上 ・上記以外の地域 延べ面積1,000㎡超又は階数3以上 5 木造化された建築物の普及に寄与するものとして、次の①から⑤までの全てを満足するものであること ①～⑤（略） 6 新築の建築物は、原則として省エネ基準に適合すること 7～8（略） 【優良木造事業の要件】 1 木造先導事業の要件の3に同じ 2 整備する建築物が、以下に掲げるものであること。 共同住宅等 階数が4以上のもの ・非住宅 延べ面積が1,000㎡以上又は階数が3以上 3 整備する建築物が、不特定の者の利用又は特定多数の者の利用に供するものとして、次の①から⑤までに掲げる用途のいずれかのもの〔①～⑤（略）〕 4（略） 5 木造先導事業の6に同じ 6～7（略）		① 当該施設の実証が、CLT等新たな木質部材・工法の採用、材料や工法の工夫による整備コストの低減、単位床面積当たりの木材使用量の拡大、木材利用に関する建築生産システム等について、先導性を有する内容が主であること ② 新たな木造建築技術を導入するための、建築基準法、住宅品質確保促進法等に対応する実証実験、建設住宅性能評価（現場検査）、耐震診断の検査の内容検討など、国の制度基準に関する検証（実験・検証）を行う施設であること ③ 実験・検証の一部について（国研）建築研究所や学識経験者等の公的主体と共同又は協力を得て研究を行うこと ④ 実験・検証の内容・結果を速滞なく公表し、広く活用を促すこと ⑤ 実験・経費の一部について、一般公開を実施する等、施設が木造建築技術の普及啓発に資すること	1 リフォーム工事実施後の住宅性能が一定の基準に適合するものであること <評価基準型> 性能項目のうち、①構造躯体等の劣化対策、②耐震性、③省エネルギー対策、⑦住戸面積の確保、⑧居住環境、⑨維持保全計画の策定に適合すること ①～⑤の履歴を作成すること <認定長期優良住宅型> 戸建住宅：55㎡以上、共同住宅等：40㎡以上、戸建住宅・共同住宅等共通：少なくとも1の階の面積が40㎡以上 3 リフォーム工事着手前に、インスペクションを実施すること、インスペクションで指摘された劣化事象については、リフォーム時に補修を行うか、維持保全計画に劣化事象の点検・補修等の対応方法と実施時期を明記すること 4 本事業のリフォーム工事の履歴と維持保全計画を作成すること 5 補助対象となる住宅とそのリフォーム工事の内容が決定しており、その内容が住宅の種類別の性能項目のいずれかを評価基準に適合させるための性能向上工事、三世代同居対応改修工事及び子育て世帯向け改修工事並びに防災性、レジリエンス性向上改修工事のいずれかであること <性能項目> ・戸建住宅：①躯体構造等の劣化対策、②耐震性、③省エネルギー対策、④維持管理・更新の容易性 ・共同住宅等：①躯体構造等の劣化対策、②耐震性、③省エネルギー対策、④維持管理・更新の容易性、⑤高齢者等対策、⑥可変性		
補助対象設備	/		/		/	
補助対象経費	調査設計計画費・建設工事費・技術の検証費、附帯工事費		調査設計計画費・建設工事費	建設工事費		
補助率	【木造先導事業】 1 調査設計計画費：先進的な木造化に係る費用の1/2以内 2 建設工事費：木造化した場合の掛増し費用相当額の1/2以内 3 技術の検証費：先進的な技術の効果検証のための追加的費用の1/2以内 4 附帯事務費（人件費、旅費、一般管理費等）：1と2の合計の1/2以内 【優良木造事業】 1 調査設計計画費：木造化に係る費用の1/2以内 2 建設工事費：木造化した場合の掛増し費用相当額の1/3以内		定額	地域の気候風土に応じた住宅の建築技術・工夫による低炭素化に係る先進的な技術を導入した場合の工事費掛増し費用相当額の1/2以内		
上限／下限	【上限】 木造先導事業：500万円／案件 優良木造事業：300万円／案件		上限：30万円／案件	【上限額】 建設工事費全体の10%以内又は100万円／戸のうちの少ない金額		
公募期間	第1期 2023/04/03～2023/04/24 第2期 2023/06/30～2023/07/28		第1期 2022/04/22～2022/06/10 第2期 2022/07/01～2022/08/26	第1回 2023/04/24～2023/06/02 第2回 2023/07/24～2023/09/01		
備考				評価基準型：100万円／戸、認定長期優良住宅型：200万円／戸 ※ 三世代同居対応改修工事を実施する場合、若者・子育て世帯が改修工事を実施する場合、既存住宅を購入し改修工事を実施する場合は一次エネルギー消費量を省エネ基準比-20%とする場合は、50万円／戸を上限に加算		

令和5年度におけるZEH・ZEB（建築物の省エネ改修）補助金の概要（令和5年度当初予算分）

ホームページの番号	2-16		2-17
対象区分	戸建住宅・共同住宅		業務用建築物
補助金名	令和5年度長期優良住宅リフォーム推進事業 (事前採択タイプ・提案型)	令和5年度長期優良住宅リフォーム推進事業 (事前採択タイプ・認定R住宅)	令和5年度既存建築物省エネ化推進事業
制度所管庁	国土交通省		国土交通省
執行団体	長期優良住宅化リフォーム推進事業実施支援室		既存建築物省エネ化推進事業評価事務局
補助対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・リフォーム工事の施工業者 ・買取再販業者 		<ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー改修工事を行う建築主等（民間業者） ・建築主と一体的に又は連携して省エネルギー改修工事を行う者等（E S C O業者、リース事業者、エネルギーサービス事業者等）
補助事業	<ul style="list-style-type: none"> ・既存住宅（戸建住宅又は共同住宅等）リフォーム工事 		<ul style="list-style-type: none"> ・既存のオフィスビル等の住宅以外の建築物の改修であって、構造躯体（外皮）や建築設備の省エネルギー改修工事、及び省エネルギー改修工事に加えてバリアフリー改修工事を実施するもの
交付要件	<ol style="list-style-type: none"> 「安心R住宅」の制度の要件に適合し、「安心R住宅」の標章を付与して流通される既存住宅であること リフォーム後の住宅性能について、本事業の評価基準型、認定長期優良住宅型のいずれかに適合すること <評価基準型> ・性能項目のうちの、①構造躯体等の劣化対策、②耐震性、③省エネルギー対策、⑦住戸面積の確保、⑧居住環境、⑨維持保全計画の策定に適合すること（④維持・管理の容易性、⑤高齢者対策、⑥可変性（⑤は共同住宅等のみ）は評価基準の対象外） <認定長期優良住宅型> ・長期優良住宅（増改築）認定基準に適合し、年率を取得すること 対象となる住戸の規模は、以下の基準に適合数rものであること <評価基準型> 戸建住宅：55㎡以上、共同住宅等：40㎡以上、戸建住宅・共同住宅等共通：少なくとも1の階の床面積が40㎡以上 <認定長期優良住宅型> 戸建住宅：75㎡以上、共同住宅等：55㎡以上 戸建住宅・共同住宅等共通：少なくとも1の階の床面積が40㎡以上 リフォーム工事着手前にインスペクションを実施すること。また、インスペクションにおいて判明した劣化現象については、リフォーム時に補修を行うか、維持保全計画に劣化事象の点検・補修等の対応方法とその実施時期を明記すること 本事業のリフォーム工事の履歴と維持保全計画を作成すること 		<ol style="list-style-type: none"> 躯体（外皮）の省エネ改修を行うものであること 建物全体におけるエネルギー消費量が、改修前と比較して20%以上の省エネ効果が見込まれる改修工事を実施すること 改修後に一定の省エネルギー性能に関する基準を満たすこと 改修後に建築物の省エネルギー性能を表示すること エネルギー使用量の実態を把握する計測を行い、継続的なエネルギー管理、省エネルギー活動に取り組むものであること 省エネルギー改修工事とバリアフリー改修工事に係る事業費の合計が500万円以上であること 改修後に耐震性を有すること 採択年度中に着手し、原則として当該年度に事業を完了するものであること 事例集等への情報提供に協力すること 事例集等への情報提供に協力すること
補助対象設備			<ul style="list-style-type: none"> ・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令第1条に定める建築設備 ・センサー、データロガー、データ収集・分析等のエネルギー管理に係るソフトウェア等
補助対象経費	工事費・インスペクションに要する費用		工事費・設備費・附帯事務費
補助率	<ol style="list-style-type: none"> 工事費 以下のa)～e)に掲げる工事に要する費用の合計の1/3以内 a) 特定性能向上リフォーム工事 b) その他性能向上リフォーム工事 c) 三世代同居対応改修工事 d) 子育て世帯向け改修工事 e) 防災性の向上・レジリエンス性の向上工事 インスペクション等 次の①～③に要する費用の合計の1/3以内（補助額の上限あり） ① リフォーム工事に先立って行う既存住宅のインスペクションの費用 ② リフォーム工事の履歴情報、維持保全計画の作成に要する費用 ③ リフォーム瑕疵保険の保険料（検査料を含む） <補助額の上限> ①インスペクション：15万円/戸、②リフォーム工事の履歴情報の作成：項目により3・6万円/戸、③維持保全計画の作成：3万円/戸、④リフォーム瑕疵保険：3万円/戸 		<ol style="list-style-type: none"> 省エネルギー改修工事 (1) 建設工事等 工事費と設備費の合計の1/3以内 (開口部の日射調整フィルムは、1/6以内) (2) エネルギー使用量の計測等 工事費と設備費の1/3以内（補助対象事業費が100万円を超える場合は、建設工事等に係る事業費の10%の額と補助対象事業費とのいずれか低い方） (3) 省エネルギー性能の表示 申請費用及び評価結果の表示のための費用の1/3以内 (4) 附帯事務費 (1)～(3)の2.2%以内 バリアフリー改修工事 (1) 建設工事等 工事費と設備費の合計の1/3以内 (2) 附帯事務費 (1)の2.2%以内
上限/下限	評価基準型：100万円/戸、認定長期優良住宅型：200万円/戸 (右記の3つの場合又は一次消費エネルギー消費量を省エネ基準比-20%とする場合は、50万円/戸を上限に加算)		省エネルギー改修工事 5,000万円/事業 (ただし、設備に要する費用は、2,500万円以内) バリアフリー改修工事 2,500万円/事業を上限に加算
公募期間	2023/04/07～2023/05/26		2023/05/17～2023/05/22
備考			

